市民税県民税の申告

※申告期間中は駐車場および周辺道路が大変混雑しますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

平成 28 年度の市民税県民税（個人住民税）の申告を２月 12 日（期間前申告は１月 29 日）から受け付けます。締め切りは３月 15 日です。申告が必要な人は忘れずに手続きをしましょう。なお、地区別の受付会場や記入方法などの詳しい内容は、広報ひろさき１月 15 日号と同時配布した「平成 28 年度市民税県民税申告のお知らせ」に掲載しています。

■問い合わせ先　市民税課市民税第二・第三係（☎ 40・7025、40・7026）

期間前申告の受け付け

申告期間中の混雑を緩和して待ち時間の短縮を図るため、次に当てはまる人については、申告期間前の１月 29 日から２月 10 日まで（土・日曜日を除く）、市役所（上白銀町）２階大会議室で申告を受け付けします。

○収入が給与収入または年金収入のみの人で、各種控除を受けようとする人
○収入がなかった人や遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

申告が必要な人

１．平成 28 年１月１日現在、弘前市内に住所がある人で次の条件に当てはまる人

①営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった人

②給与収入があった人で、次の条件に当てはまる人

○給与収入以外に別の収入があった人
○年の途中に就職または退職した人で年末調整を受けていない人
○２カ所以上から給与の支払いを受けた人
○勤務先から弘前市に給与支払報告書が提出されていない人（提出状況については勤務先にご確認ください）
○源泉徴収票に記載されている所得控除以外に、医療費控除など各種控除を受けようとする人　など

③公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入があった人で、次ページのフローチャート１で申告が必要と判定された人

④平成 27 年中、収入がなかった人や非課税収入のみの人（次の条件に当てはまる人）

○国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険などに加入している人および、福祉、公営住宅または教育関係制度などにおいて申告が必要とされている人
○遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人
○所得課税証明書の発行が必要となる人　など

２．平成 28 年１月１日現在、弘前市外に住所がある人で、市内に家屋敷などがある人

※市でも所得税の確定申告を受け付けしますが、①青色申告／②株式などの譲渡に係る申告／③住宅借入金等特別控除の１年目に係る申告／④準確定申告／⑤過年分の申告／⑥災害関係の雑損控除の申告などは、市では申告相談を行っていませんので、下記の市立観光館での申告相談をお願いします。

弘前税務署からのお知らせ

【所得税・消費税確定申告書作成会場の開設】

▽**とき**　２月８日～３月 15 日（土・日曜日、祝日を除く）、午前９時～午後４時
▽**ところ**　市立観光館（下白銀町）１階多目的ホール

※来場の際は、公共交通機関の利用を。市立観光館駐車場を利用しても、無料駐車券の発行はしませんので、ご了承ください。なお、２月５日までは弘前税務署で対応しますが、混雑が予想されますので、市立観光館での上記開設期間のご利用を。

■問い合わせ先　弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎ 32・0331、自動音声により案内しますので、案内に従って番号を選択してください）

申告スケジュール

対象地区	期　間	受付時間	受付会場
期間前申告	１月 29 日(金)～２月 10 日(水)	午前８時半～午後４時	市役所２階大会議室
本庁地区	２月 12 日(金)～３月 15 日(火)	午前８時半～午後４時	市役所２階大会議室
相馬地区	２月 16 日(火)～２月 22 日(月)	午前９時～午後４時	相馬総合支所（五所字野沢）１階多目的室
岩木地区	２月 23 日(火)～３月 15 日(火)	午前９時～午後４時	中央公民館岩木館（賀田１丁目）２階展示室

※期間前申告は対象者限定。なお、岩木地区は岩木庁舎の改修工事のため、受付会場を中央公民館岩木館としています。

フローチャート１　年金収入がある人

◆お願い　国民健康保険をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給や所得課税証明書発行の大事な資料となりますので、次に該当する人も、市民税県民税の申告書を提出してください。
◎前年中に収入がなかった人
◎遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人
　申告書を提出する際は、氏名を記入し、申告書表面中段の「前年中に課税収入が無かった人」の該当項目を丸で囲み、３月 15 日までの郵送または期間前申告（１月 29 日～２月 10 日）をご利用ください。

※右記のフローチャートは、年金収入がある人の一般例です。不明な点は市民税課市民税第二・第三係へお問い合わせください。

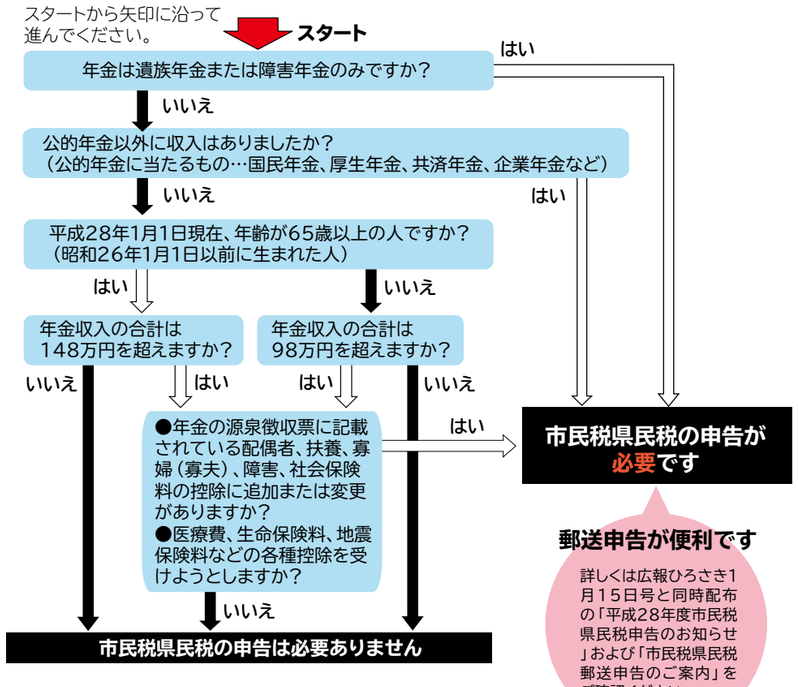

郵送申告が便利です

詳しくは広報ひろさき1月15日号と同時配布の「平成28年度市民税県民税申告のお知らせ」および「市民税県民税郵送申告のご案内」をご確認ください。

フローチャート２　医療費控除

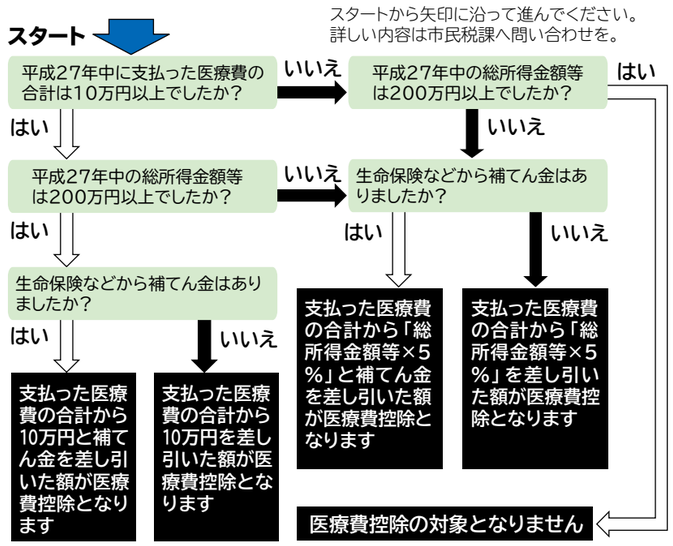

◎注意１　支払った医療費がそのまま還付されるわけではありません。医療費控除はあくまで所得控除であり、扶養控除や基礎控除などと合計し、所得から差し引いて税額を計算します。

◎注意２　支払った医療費に対してお金が補てんされる見込みがあるときは、実際に補てんされていなくても、見込み額を支払った医療費の合計額から差し引いてください。申告後、見込み額と違っていた場合は後日、修正申告や更正の請求を行ってください。なお、医療費控除の限度額は 200 万円です。

◎注意３　インフルエンザの予防接種など、「治療」を目的とした支出でないものは医療費控除の対象となりません。